

## 監査委員に関する条例

昭和三十一年十月十三日  
条例第三十二号

|    |                    |                   |
|----|--------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和三十九年 三月二七日条例第三一号 | 昭和四一年 三月二八日条例第五号  |
|    | 昭和四一年一二月一九日条例第三五号  | 平成 三年 五月二四日条例第二七号 |
|    | 平成一〇年 三月二五日条例第二九号  | 平成一一年 三月二三日条例第四号  |
|    | 平成一四年 七月一二日条例第四六号  | 平成二一年 三月二七日条例第一三号 |
|    | 令和 二年 三月二七日条例第三一号  |                   |

監査委員に関する条例をここに公布する。

### 監査委員に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第九十五条第二項ただし書及び第二百二条の規定に基づき、監査委員に関する事項を定めるものとする。

追加〔昭和四一年条例五号〕、一部改正〔平成二一年条例一三号〕

(監査委員の定数)

第二条 監査委員の定数は、五人とする。

追加〔平成二一年条例一三号〕

(議員のうちから選任される監査委員の数)

第三条 議員のうちから選任された監査委員の数は、二人とする。

追加〔昭和四一年条例五号〕、一部改正〔平成二一年条例一三号〕

(常勤の監査委員)

第四条 法第九十六条第四項及び第五項の規定により、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち一人は、常勤とする。

追加〔昭和四一年条例五号〕、一部改正〔平成三年条例二七号・二一年一三号〕

(定期監査)

第五条 監査委員は、法第九十九条第四項の規定による監査をしようとするときは、当該監査期日の十日前までに、その旨を監査を受ける機関に通知しなければならない。

一部改正〔昭和四一年条例五号・平成三年二七号・二一年一三号〕

(例月出納検査)

第六条 法第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査は、毎月二十五日及び二十六日の両日に前前月又は前月の出納について行うのを例とする。

一部改正〔昭和三十九年条例三一号・四一年五号・平成二一年一三号・令和二年三一号〕

(請求又は要求に基づく監査)

第七条 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第九十八条第二項の規定による監査の請求又は法第九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項若しくは第二百四十三条の二の二第三項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは地方公営企業法第二十七条の二第一項の規定による監査の要求があつたときは、速やかに監査に着手しなければならない。

一部改正〔昭和三十九年条例三一号・四一年五号・三五号・平成三年二七号・二一年一三号・令和二年三一号〕

(監査の請求等の公表)

第八条 法第七十五条第二項、第三項及び第五項、第九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九条第九項から第十一項まで及び第十三項から第十五項まで、第二百四十二条第四項、第五項及び第九項、第二百五十二条の三十八第三項（法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第三項及び第十三項並びに第二百五十二条の四十三第九項の規定による監査の請求、監査の結果に関する報告等の公表は、愛知県公報に登載してこれを行う。

全部改正〔昭和三九年条例三一号〕、一部改正〔昭和四一年条例五号・平成三年二七号・一〇年二九号・一一年四号・一四年四六号・二一年一三号・令和二年三一号〕

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務に関し必要な事項は、監査委員が協議して定めるものとする。

一部改正〔昭和四一年条例五号・平成二一年一三号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 監査委員に関する条例（昭和二十二年愛知県条例第二十九号）は、廃止する。

附 則（昭和三十九年三月二十七日条例第三十一号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年三月二十八日条例第五号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年十二月十九日条例第三十五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（平成三年五月二十四日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十三日条例第四号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月十二日条例第四十六号）

この条例中第一条の規定は平成十四年九月一日から（中略）施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日条例第十三号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日条例第三十一号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。